



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)

第142回 生成AIを活用する際に注意すべき著作権の問題

1 生成AIと著作権

昨今、ニュースで毎日のように耳にする生成AIですが、ビジネスでの活用例として、生成AIを利用したイラスト、ロゴ、キャッチコピーなどの作成が考えられます。

しかし、活用の際に注意しなければならないのは、著作権法上の問題です。知らず知らずのうちに他者の著作権を侵害してしまったり、あるいは自社で生成AIを用いて制作したものを持ち出されてしまった場合に法的な救済を得られなくなったりする可能性があります。

思わぬ落とし穴にはまらないためにも、生成AI利用に際して次のような事項を認識しておくことが有益となります。

2 他人の著作権侵害の可能性

著作権侵害が成立するのは、①既存の著作物に依拠して、②当該著作物と同一又は類似する表現物を利用した場合です。

類似性の問題については、生成AIを利用せず制作された場合と同様に判断されるため、生成AIを利用する際に特に問題となるのは、依拠性の問題です。

生成AIを利用した生成物について、どのような場合に依拠性が認められるかについては、未だ裁判例や画一的な見解はないところではありますが、生成AIの利用者が、既存著作物を生成AIに入力した場合や、既存の著作物を認識しながら生成AIを利用してこれに類似したものを作成させた場合には、依拠性が認められるのではないかとの見解があるところです。

したがって、著作権侵害を回避するためには、生成AIに第三者の著作物の内容を入力し

て参照させることは避けるべきです。また、著作権侵害の疑い自体を生じさせないためにも、生成AIを利用して制作した生成物が、既存の第三者の著作物と同一または類似したものになっていないかを確認し、既存の著作物と類似していることが判明した場合には、そのまま利用することを避ける、著作権者から許諾を得たうえで利用する、既存の著作物とは全く異なる著作物となるよう大幅に手を加えたうえで利用するといった対応をとることが必要です。

3 生成物に関する著作権

生成AIを利用して制作した生成物が他者に無断で使用された場合、当該生成物が「著作物」といえなければ、著作権侵害の主張をすることはできません。

ここで、生成物が著作物として認められるためには、生成の過程において人間の「創作的寄与」が認められる必要があります。

どのような場合に創作的寄与が認められるかについても、未だ裁判例や画一的な見解はないところではありますが、少なくとも生成AIに単純な指示を出しただけでは、創作的寄与が認められません。一方で、指示内容が長く複雑な場合については、生成AIに指示を出す段階で創作的寄与が認められる余地があります。また、生成AIによる生成物に一定の加工・修正等を行った場合には、その加工段階で創作的寄与が認められる余地があります。

したがって、生成物に著作物性を持たせたい場合には、制作過程に上記のような一定の工夫を施す必要があります。また、これらの生成過程について記録化をしておくことも著作物性を示すエビデンスとして必要となります。